

平成 27 年度東京都フライングディスク協会 通常総会

日時：2015年9月8日(火) 19:30-20:30

会場：日本フライングディスク協会 事務局（東京都大田区東糀谷 6-4-8）

次第

1. 開会挨拶 : 師岡会長
2. 総会の成立について
3. 議事録署名人の選任
4. 付議・報告事項
 - <第1号>2014年度事業報告・決算報告
 - <第2号>2015年度事業計画・予算案
 - <第3号>2015-2016役員人事
 - <第4号>その他（会則変更について）
5. 閉会の辞 : 副会長

東京都協会
平成26年度収支決算書(第6期)

収入の部 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 単位円(-:減)

科 目		26年度予算	26年度決算	増 減	摘 要
大科目	中科目				
入会金収入				0	
会費収入		0	0	0	
	都協会会員収入	0	0	0	
	本協会会員還元収入	0	0	0	
事業収入		0		0	
補助金収入				0	
寄付金収入	助成金収入			0	
雑収入	受取利息	0	5	0	
当期収入合計(A)		0	5	0	
前期繰越収支差額		20,019	20,019	0	
収入合計(B)		20,019	20,024	0	

支出の部

科 目		26年度予算	26年度決算	増 減	摘 要
大科目	中科目				
事業費		0	0	0	
	主催事業費	0		0	
	謝金	0		0	
管理費		0	0	0	
	事務人件費	0		0	
	消耗品費	0		0	
	印刷製本費	0		0	
	通信運搬費	0		0	
	会議費	0		0	
	租税公課	0		0	
	諸会費	0		0	
予備費(雑費)		0	0		
当期支出合計(C)		0	0		
当期収支差額(A)-(C)		0	5		
次期繰越収支差額(B)-(C)		20,019	20,024		

平成27年度東京都フライングディスク協会事業計画（案）

日時	事業名
5月	関東フレッシュマンズウェルカムキャンプ
5月	2015年度関東ユースアルティメット選手権大会シリーズ第1戦
5月	アルティメット5on5
9月	総会
9月	2015年度関東ユースアルティメット選手権大会シリーズ第2戦
9月	アルティメット5on5
11月	フェアウェルフライングディスクフェスタ（大学対抗個人戦）
12月	2015年度関東ユースアルティメット選手権大会シリーズ第3戦
12月	アルティメット5on5
3月	理事会

広報

- 東京都フライングディスク協会のWEBページの作成
- 東京都フライングディスク協会のメールアドレスの取得
- WEBページでの、ローカルなフライングディスクイベント情報の配信
- WEBに講師派遣の案内を掲載

年間

- 市区協会設立の働きかけ
- アルティメットのU-18トレセン始動の検討
- 1月～2月に、教員を目指す学生向けの講習会を検討
- 学生や社会人チームへの環境美化やマナーの向上の啓蒙活動

平成27年度 東京都フライングディスク協会 予算書

(収 入) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

項目	第6期予算	備 考
会費収入	789,000	
都協会会員収入	10,000	年会費 @1,000×10名
本協会会員還元収入	779,000	還元費会費 @1,000×779名
事業収入	3,750,000	普通預金利息
関東ウェルカムキャンプ	3,500,000	
関東ユースアルティメット	100,000	
アルティメット5on5	100,000	
講習会収入	50,000	
ニュースポーツEXPO2016	30,000	
受取利息割引料	0	普通預金利息
当期収入合計(A)	4,539,000	
前期繰越収支差額	20,024	
収入合計(B)	4,559,024	

(支 出)

項目	第6期予算	備 考
事業費	4,100,000	
主催事業費	4,000,000	講習会、競技大会等
謝金	100,000	講師謝金等
運営費	400,000	
事務人件費	50,000	5,000×10
消耗品	25,000	事務用消耗品
印刷製本費	20,000	封筒・資料等印刷費
通信運搬費	30,000	郵送料
広告宣伝費(WEBページ)	200,000	都協会WEBページ制作/管理費
サーバーレンタル料	30,000	WEBページ・メールアドレス
会議費	10,000	東京都レク
租税公課	30,000	印紙・普通預金利息
諸会費	5,000	東京都レクリエーション協会準会員 会費
予備費(雑費)	59,024	
当期支出合計(C)	4,559,024	
当期収支差額(A)-(C)	-20,024	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	

東京都フライングディスク協会役員（案）

任期：平成27年9月8日から平成29年度総会日

役 職	氏 名	備 考
会 長	高橋 伸	国際基督教大学講師
副 会 長	岩間 卓栄	東京都公立中学校教諭
理 事	本田 雅一	
	齋藤 勇太	
	伊藤 佑馬	
監 事	鈴木 誠司	
	能勢 雷人	
事 務 局 長	稲葉 拓郎	
顧 問	師岡 文男	上智大学教授

東京都フライングディスク協会会則（現行）

第1章 総 則

第1条 本会は、「東京都フライングディスク協会」と称し、事務局を東京都葛飾区新小岩 4-20-24 に置く。

第2章 目的 及 び 事 業

第2条 本会は東京都に存在するフライングディスク競技の統一組織であり、日本フライングディスク協会（以下 JFDA とする）加盟組織としてフライングディスク競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発育と豊かなスポーツ社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フライングディスクの総合的な普及振興を図ること
- (2) フライングディスクに関する組織の育成強化及び発展のために支援と相互の連絡調整を図ること
- (3) フライングディスクの講習会を開催及び指導者を育成すること
- (4) フライングディスク大会及びその他の競技会を開催及び後援をすること
- (5) JFDA 事業の援助活動に関すること
- (6) その他、本会の目的達成するために必要な事業

第3章 協 会 会 員

第4条 1. 会員は、第2条の目的に賛同し、会費を納入する次の者をもって本会員とする。
2. 会員は入会、退会する際は必ず書面をもって届けなければならない。

- (1) 会員（当協会に入会した個人）
- (2) 登録会員（JFDA に入会した個人）
- (3) 賛助会員（当協会の事業に賛同する個人又は団体）

第5条 会員にして、会費の納入を怠ったもの、本会の名誉を毀損したものは、会員としての資格を停止されることがある。

第4章 役 員

第6条 1. 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 監 事 | 2名 |

2. 事務局長は理事を兼ねることができる。

第7条 役員は任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。補欠により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の在籍期間とする。役員は、任期終了後であっても、新役員決定まではその職務にあたるものとする。

第8条 役員は選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、会員のうちから総会において選任する。
- (2) 理事、監事、事務局長は、会員のうちから会長が選任する。
- (3) 理事長は、理事の互選とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し会務執行を統括する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を審議し、執行する。また、事業の企画及び運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (6) 事務局長は、会務を処理する。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

顧問は会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条 1. 総会は、会員を毎年1回以上会長が招集し、次の事項を報告する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) その他、重要事項に関すること。

2. 総会は、会員、登録会員数の過半数以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは会長がこれを決する。なお、委任状出席者を含む。

3. 会員、登録会員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、総会を招集しなければならない。

第13条 1. 理事会は、年1回以上会長が招集し議長となり、事業の計画執行並びに予算決算、その他本会の重要事項を審議する。

2. 理事会は、理事数の過半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数によって決する。可否同数のときは会長がこれを決する。なお、委任状出席者を含む。

第6章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、認定料、事業収入、寄付金、補助金などをもってこれに充てる。

第15条 本会の会費はJFDAの規定に準じ、いかなる理由があっても返還はしない。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 登録会員の登録料及び入会金は、JFDAの規約に準ずるものとする。

付 則

1. 本会則改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。
2. この会則に定めのないことについては、理事会の承認を経て会長が別にこれを定める。
3. 本会則は、平成21年6月21日から施行する。

上記の内容について相違ないことを証明します。

代表者住所 〒158-0081 東京都世田谷区深沢 5-15-21 会長 師岡文男

東京都フライングディスク協会会則（修正案）

第1章 総 則

第1条 本会は、「東京都フライングディスク協会」と称し、事務局を東京都大田区東糀谷6-4-8に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

第2条 本会は東京都に存在するフライングディスク競技の統一組織であり、日本フライングディスク協会（以下JFDAとする）加盟組織としてフライングディスク競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発育と豊かなスポーツ社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フライングディスクの総合的な普及振興を図ること
- (2) フライングディスクに関する組織の育成強化及び発展のために支援と相互の連絡調整を図ること
- (3) フライングディスクの講習会を開催及び指導者を育成すること
- (4) フライングディスク大会及びその他の競技会を開催及び後援をすること
- (5) JFDA 事業の援助活動に関すること
- (6) その他、本会の目的達成するために必要な事業

第3章 協 会 会 員

第4条 1. 会員は、第2条の目的に賛同し、会費を納入する次の者をもって本会員とする。

2. 会員は入会、退会する際は必ず書面をもって届けなければならない。

- (1) 会員（当協会に入会した個人）
- (2) 登録会員（JFDAに入会した個人）
- (3) 賛助会員（当協会の事業に賛同する個人又は団体）

第5条 会員にして、会費の納入を怠ったもの、本会の名誉を毀損したものは、会員としての資格を停止されることがある。

第4章 役 員

第6条 1. 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 理事長 | 1名 ※削除 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

2. 事務局長は理事を兼ねることができる。

第7条 役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。補欠により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の在籍期間とする。役員は、任期終了後であっても、新役員決定まではその職務にあたるものとする。

第8条 役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、会員のうちから総会において選任する。
- (2) 理事、監事、事務局長は、会員のうちから会長が選任する。
- ~~(3) 理事長は、理事の互選とする。~~ ※削除

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- ~~(3) 理事長は、理事会を代表し会務執行を統括する。~~ ※削除
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を審議し、執行する。また、事業の企画及び運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (5) 事務局長は、会務を処理する。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

顧問は会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条 1. 総会は、会員を毎年1回以上会長が招集し、次の事項を報告する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) その他、重要事項に関すること。
2. 総会は、会員、登録会員数の過半数以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは会長がこれを決する。なお、委任状出席者を含む。
3. 会員、登録会員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、総会を招集しなければならない。

第13条 1. 理事会は、年1回以上会長が招集し議長となり、事業の計画執行並びに予算決算、その他本会の重要事項を審議する。

2. 理事会は、理事数の過半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数によって決する。可否同数のときは会長がこれを決する。なお、委任状出席者を含む。

第6章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、認定料、事業収入、寄付金、補助金などをもってこれに充てる。

第15条 本会の会費はJFDAの規定に準じ、いかなる理由があっても返還はしない。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 登録会員の登録料及び入会金は、JFDAの規約に準ずるものとする。

付 則

1. 本会則改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。
2. この会則に定めのないことについては、理事会の承認を経て会長が別にこれを定める。
3. 本会則は、平成21年6月21日から施行する。
4. 本会則は、平成27年9月8日に改正し、施行する。

上記の内容について相違ないことを証明します。

代表者住所 〒158-0081 東京都世田谷区深沢 5-15-21 会長 師岡文男